

四国支部運営規則

平成24年5月17日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本配電制御システム工業会（以下「本部」という。）定款第50条第2項に基づき四国支部の組織及び運営についての事項を定める。

(名称)

第2条 本会は、一般社団法人日本配電制御システム工業会四国支部（以下「支部」という。）と称する。

第2章 事 業

(事業及び目的)

第3条 支部は、その地域に存する会員の相互協力により、定款第3条の目的達成のため定款第4条で定める事業を行う。

2 支部の事業の執行については、理事会の決議により理事の内から選任された者（以下「支部長」という。）が管理する。

第3章 支部会員

(支部会員)

第4条 支部会員とは、以下のものをいう。

(1) 支部正会員は、次の法人をいう。

A 支部の管轄区域に本社が所在し、配電制御システムの製造を営む法人

B 他の管轄区域に本社がある正会員の支店、支社、営業所等

(2) 支部賛助会員は、支部の事業に協力しようとする次の法人をいう。

A 支部の管轄区域に本社が所在し、本部に所属する賛助会員

B 他の管轄区域に本社があり本部に所属する賛助会員の支店、支社、営業所等

C その他支部事業に協力しようとするもの

(入会)

第5条 支部に入会しようとするものは、入会申込書を支部長に提出する。

2 支部長は、入会申込書に基づき支部運営委員会の承諾を得て、その諾否について本部部长に通知する。

(退会)

第6条 支部会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本部正会員の資格を喪失したとき

(2) 退会の意思表示をしたとき

(3) 支部会費を滞納したとき

(4) 支部の名誉を毀損し、又は定款等に規定する会員としての義務の履行を怠ったとき

2 退会については、支部運営委員会の承諾を得て、その結果を書面にて理由を付し本部部长に通知する。

(支部会費)

第7条 支部会員の支部会費については、別に定める。

第4章 支部長等

(支部長等)

第8条 支部には次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 4名以内

(3) 支部運営委員 8名以内

(4) 支部監事 2名以内

(選任等)

第9条 支部長は、理事のうちから支部運営委員会において推薦された候補者を本部の理事会において選任する。

- 2 副支部長、支部運営委員及び支部監事は、支部会員のうちから支部総会において選任する。
- 3 支部長、副支部長及び支部運営委員は、支部監事を兼ねることができない。

(職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 支部監事は、その支部について定款第24条に定める業務に準じて監査等を行う。

(任期)

第11条 支部長等の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度の定時支部総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠就任については、定款第25条を準用する。

(解任)

第12条 解任については、定款第26条を準用する。

(報酬)

第13条 支部長等は、無報酬とする。

第5章 支部総会及び支部運営委員会

(支部総会)

第14条 支部総会は、支部正会員をもって組織する。

- 2 支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会とする。
- 3 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

(議決事項)

第15条 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 副支部長、支部運営委員及び支部監事の選任
- (2) 支部運営規則の変更
- (3) 支部事業報告及び決算
- (4) 支部入会金及び支部会費の変更並びに支部会費規定の変更
- (5) 前各号で定めるものの他、本規則で定められた事項及び支部長が特に重要と認める事項

(支部総会の招集)

第16条 支部長は、原則として毎事業年度終了後50日以内に定時支部総会を召集する。また、必要に応じて臨時支部総会を召集する。

(議決権)

第17条 支部総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(支部総会の決議)

第18条 支部総会の決議は、支部正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部運営委員会)

第19条 支部運営委員会は、支部長、副支部長、支部運営委員、支部監事をもって組織する。

- 2 支部運営委員会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 3 支部運営委員会の職務は、本規則第3条に定める事項のほか支部長から諮問された事項を決議する。

(支部運営委員会の招集)

第20条 支部長は、必要に応じ支部運営委員会を招集する。

(支部運営委員会の決議)

第 21 条 支部運営委員会の決議は、支部運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 22 条 支部総会は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 1 名以上が記名押印する。

2 支部運営委員会は事務局が議事録を作成する。

(委員会)

第 23 条 支部は、支部運営委員会の承認を得て、事業遂行に必要な委員会、研究会等を置くことができる。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 24 条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 本部からの交付金
- (2) 支部会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 支部の資産は、支部長が管理する。

(経費の支弁)

第 25 条 支部に必要な経費は、支部の資産をもって支弁する。

(支部の事業計画及び予算)

第 26 条 支部の事業計画及び予算は、毎年 3 月の本部から指定された時期までに支部運営委員会の承認を得て会長に報告しなければならない。

(支部の事業報告及び決算)

第 27 条 支部の事業報告及び決算は、支部監事の監査を得たうえで、毎事業年度終了後、原則として 5 0 日以内に定時支部総会の決議を経て、会長に報告しなければならない。

第 7 章 支部事務局

(支部事務局)

第 28 条 支部に事務処理を行うため、事務局を置く。

- 2 支部事務局に支部職員を若干名置くことができる。
- 3 支部職員は、有給とし支部運営委員会の承認を得て支部長が任命する。
- 4 支部事務局に必要な事項は、支部運営委員会の承認を得て支部長が決める。

第 8 章 支部の廃止

(支部の廃止)

第 29 条 支部の廃止は、支部長が支部総会の決議により会長に報告しなければならない。

2 支部の廃止は、前項の報告を受けて本部理事会の決議により行うものとする。

第 9 章 規則の変更

(規則の変更)

第 30 条 この規則の改廃は、支部総会で行い、本部会長に報告しなければならない。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人への移行日(平成 2 5 年 4 月 1 日)から施行する。